

# OECD 国際課税ルール決着 企業、17年末にも対応義務

経済協力開発機構(OECD)が策定を進めていた国際課税の新ルールが2月、最終決着した。グローバル企業は2017年末にも世界の拠点の税務関連情報を日本を含む当局に提出する義務を負うことになり、文書別の提出先も確定した。日本企業には海外グループ企業の管理がまだ十分でないところも多いとみられ、国際税務の専門人材や組織の充実が急務といえそうだ。(八十島綾平)

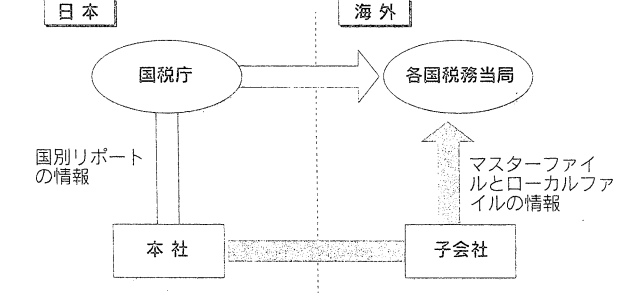
## 3文書提出 日本、人材確保が急務

OECDの新ルールは、国の税務当局に、国別リポートは企業の究極的な本社がある国の当局に提出することになった。昨年9月に①グループ組織の全体構造などの基本情報「マスターファイル」②各国拠点間の取引情報「ローカルファイル」③国別の収益や納税額など「国別リポート」の3種類の文書作成が必要となることが決まっていた。

報告経路も確定  
最終決着で追加された事項のうち、大きな焦点の一つは各文書の報告経路だ。マスターファイルとローカルファイルは各

文書名	内容	想定される作成者	提出ルート
マスターファイル	グループ全体の構造・戦略に関する情報	本社	海外子会社通じ各国当局へ
ローカルファイル	海外子会社の経営・取引に関する情報	海外子会社	海外子会社通じ各国当局へ
国別リポート	国別の収益・納税額・資産などの情報	本社	本社から本国当局へ

OECDの新ルールで海外当局に日本企業の情報が流れる仕組み



ムを構築中だ。だが、「システム強化だけでなく、国際税務の専門人材の確保も継続的な課題」(船橋浩一税務グループ統括部長)という。アステラスの税務部門では、税理士法人出身で国際税務の実務経験を持つ税理士が3分の1を占めるが、今後も中途採用などで体制強化を予定だ。ロンドンなどにある地域統括会社にも、現地採用した国際税務の専門性を持つ社員を配置。それは海外子会社の税務対応を現地に任せている場合が多く、グループの税務情報を逐一集める体制はできていない。本社の税務統括室は16人体制だが、今後、増員やシステム投資などが必要になる可能性もある。アステラス製薬は海外子会社の税務情報を本社で一括管理できるシステム調査では、本社で海外

経済協力開発機構(OECD)は国際課税の新ルールの指針で、国別リポートについては、提出義務を負う企業の範囲を限定している。国別リポートは前事業年度の連結売上高が7億5千万円(約1000億円)以上の企業に提出義務を課することを勧告している。売上高以外の免除規定は認めない方針だ。指針を受けた各国は同様の基準で法制化すると思われる。OECDはこの条件によって免除される企業は全体の85〜90%と試算した。一方、提出義務を負う約1割の多国籍企業の売上高が全体に占める割合は「およそ90%を占めている」としている。日本では、東証上場で売上高1000億円

以上、今後日本国内でも議論になる可能性もある。中国など新興国の当局もグローバル企業への課税に積極的に動きつつある。新ルールに基づく日本での法整備は最遅でも16年4月1日以降。それより前に法整備を済ませた海外当局から「国別リポートの存在を前提とした税務調査を受ける可能性もある」(大手税理士法人のパートナー税理士)との懸念も出ている。

対象は売上高1000億円以上  
一方、マスターファイルとローカルファイルについては、提出義務免除規定が見当たらない。マスターファイルについては親会社の本社がある国、ローカルファイルは拠点がある各国が今後、どのような法整備をするかに委ねられる。特にマスターファイルは、財務省令が作成を求める書類で代替できる部分が多いローカルファイルに比べて企業の事務負担は重いとされる。海外売上高比率が極めて小さく移転価格課税と縁が薄い企業にまで提出を義務付ける必要があるかどうかは、今後日本国内でも議論になりそうだ。

子会社の税務を管理する担当者数について「5人未満」と答えた企業が40社中26社にのぼった。新ルールが定める3つの文書のうちマスターファイルはこれまで日本で義務付けられなかった項目が多く、国別リポートはすべて新たに作成が必要となるなど企業の事務負担は重い。多くの企業は、経営上の大きな課題では、新ルールへの対応に向けて人員が不足する恐れもある。これまで日本企業の税務部門は海外企業と比べ、社内主導的な役割を担うことが少なかったが、OECDは積極的な取り組みを求めている。必要なら人員の育成・配置は今後、経営上の大きな課題法人のパートナー税理士)との懸念も出ている。